

令和8年度危険物取扱者保安講習案内

消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者免状の交付を受け、危険物施設（製造所等）において、危険物の取扱作業に従事している方は、定められた期間内に受講することが義務づけられています。

（危険物の規制に関する規則第58条の14）

- (1) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内（本年度は令和5年度受講者が対象）
- (2) 危険物の取扱作業に従事した日から1年以内
ただし、過去2年以内に講習を受講、又は免状の交付を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から起算して3年以内に受講となります。
※受講義務者が、受講期限内に受講しないときは、消防法違反となり**免状の返納**を命じられることがあります。なお、現在危険物取扱作業に従事していない方は受講の義務はありません！

◆オンライン講習について 【オンライン講習は、受講開始日（承認）より1ヶ月間の受講が可能】

1. 長崎県開催をご希望の方は、「長崎県危険物安全協会」へアクセスのうえ受講手続きを行ってください。
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anken-anshin/bosai-kokuminhogo/shobo-hoan/kankeidantaikikan/ankenkyoukai/>
2. (一財)全国危険物安全協会は、完全オンライン保安講習を実施いたします。
ご希望の方は、下記「(一財)全国危険物安全協会ホームページ」から受講手続きを行ってください。

➡ <https://www.zenkikyo.or.jp/>

◆対面講習について

申請方法

- (1) 申請用紙「令和8年度危険物取扱者保安講習受講申請書」
必要事項を記載、ウラの返信用ハガキ（受講票）に受講者の住所・氏名を記載、85円切手を貼付のうえ、(一社)長崎県危険物安全協会あて封書にて送付又は持参してください。
尚、受講申請書の受付終了後、受講票の一括返送（事業所等）をご希望の場合は、返信用封筒（宛先を記載、返送料分の切手を貼付した封筒）を受講申請書と同封のうえ送付してください。
●受講申請書の入手先：長崎県内の各消防本部・局（予防課）、各振興局の総務課、長崎県消防保安室及び(一社)長崎県危険物安全協会

- (2) 受講手数料 **5,300円（令和7年1月～収入証紙廃止）**

- 手数料の納付方法 ①下記の2次元コード又はURLで行ってください
②電子納付が困難な方は納付書による支払いも可能です。

①電子申請での納付



【クレジットカード(Visa・Mastercard・JCB等)、コード決済(PayPay等)、コンビニ払い(現金)】
メールに記載された12桁の整理番号を申請書に記入

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anken-anshin/bosai-kokuminhogo/shobo-hoan/kankeidantaikikan/ankenkyoukai/>

②手数料納付書での納付

県内の各消防本部(局)、(一社)長崎県危険物安全協会、長崎県消防保安室で納付書を配布
【金融機関(長崎県内の金融機関、九州内のゆうちょ銀行、全国みずほ銀行)で支払]

納付済証及び納付済証照合票を申請書に貼付

※電子納付についてのお問合せ先：長崎県消防保安室 消防班 TEL 095-895-2146

※受講申請についてのお問合せ先：(一社)長崎県危険物安全協会 TEL 095-825-8479

- (3) 受講申請書の提出先

〒850-0027

長崎市桶屋町50番1号 杉本ビル3F 一般社団法人長崎県危険物安全協会
TEL 095-825-8479 FAX 095-825-8481

講習会の日時・
場所等は裏面を
ご覧ください。

- (4) 受講通知

受講者の方には、受講申請書の受付が終了後、受講票（返信用ハガキ）を送付いたします。

- (5) その他

- 受講申請書を郵送希望の方は、返信用封筒（宛先を記載し、送料分の切手を貼付した封筒）を同封のうえ当協会へ請求してください。

- (6) 注意事項

- 受講手数料納付 → 受講申請書送付 → 当協会が受講申請書を受理してからの受付となります。
- 受付期間中であっても、各会場定員になり次第受付を締め切ります。

令和8年度 講習日時・場所及び受付期間

※受講希望会場が定員を超えた場合は、他の会場又はオンライン講習(ホームページ参照)へ変更

いただく場合があります。【受講手数料納付→受講申請書送付→当協会が受講申請書を受理後受付】

※受付期間中であっても、各会場定員になり次第受付を締め切ります。

【講習科目】 (1)危険物関係法令 …… 1 時間 (2)危険物の火災予防 …… 2 時間

期 日	対象	時 間	場 所	会 場	定員	受付期間
8月25日(火)	①・③	13:30～16:30	平戸市 岩の上町	平戸市消防本部 3F大会議室	60	7月17日(金)
8月26日(水)	①	9:00～12:00	松浦市 志佐町	松浦市文化会館	56	
	③	13:30～16:30			56	
8月28日(金)	①・③	13:30～16:30	新上五島町	新上五島町消防本部 3F大会議室	50	
9月3日(木)	①・③	13:30～16:30	対馬市 厳原町	対馬市交流センター 大会議室	80	
9月4日(金)	①・③	13:30～16:30	壱岐市 芦辺町	壱岐市消防本部 2F会議室	46	
9月7日(月)	①	13:30～16:30	島原市 新馬場町	島原地域広域市町村圏組合消防本部 4F多目的室	64	
9月8日(火)	③	9:00～12:00			64	
9月16日(水)	①	9:00～12:00	佐世保市 三浦町	アルカス SASEBO 3F大会議室	90	8月10日(月) (必着)
	③	13:30～16:30			90	
9月17日(木)	③	9:00～12:00			90	
	①	13:30～16:30			90	
9月24日(木)	①・③	13:30～16:30	五島市 吉久木町	五島市消防本部 3F大会議室	56	
11月10日(火)	①	13:30～16:30	諫早市 宇都町	諫早市勤労者福祉会館	82	9月21日(月)
11月11日(水)	①	13:30～16:30			82	
11月12日(木)	③	13:30～16:30			82	
11月19日(木)	①	9:00～12:00	長崎市 桜町	長崎県勤労福祉会館 2F講堂	117	10月16日(金) (必着)
	③	13:30～16:30			117	
11月20日(金)	③	9:00～12:00			117	
	①	13:30～16:30			117	

※表中の「対象」とは ①……給油取扱所従事者
③……①以外の危険物施設従事者

【お問い合わせ先】

一般社団法人長崎県危険物安全協会
TEL 095-825-8479

長崎県消防保安室
TEL 095-895-2146